(構造政策課) …

: =

政健

策 福

課祉

告

示

目

次

同 同

同

: = : =

課) :: =

○土地収用法による収用又は使用の手続の開始……………

青

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する

同

:

 \equiv

法律による指定地方公共機関の指定の解除……………

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する

○災害対策基本法による指定地方公共機関の指定の解除……

○災害対策基本法による指定地方公共機関の指定…………

管防

理危

課機

同

: :

三 \equiv

(1) 平成29年7月12日 水曜日

公

告

(農村整備課)

:

깯

示

○証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………

第四千三百二十三号

平成二十九年 号の規定により告示する。

: 西十一番クリニック 平成二十九年七月十二日 名 称 十和田市西十一番町四〇の三八 所 青森県知事 在 三 地

村

申

吾

青森県告示第四百七十五号

する。 規定により、農業振興地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一 項の

に備え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、青森県農林水産部構造政策課及び東青地域県民局地域農林水産部

平成二十九年七月十二日

(会計管理課)

: :

同

県下

民地

局域

:

깯 \equiv \equiv

青森県知事 三 村 申 吾

地 域 名 外ヶ浜町の区域のうち、 田中師舘ノ沢、 字上蟹田、 字蟹田、 字蟹田川原添及び字下蟹田の区域 字蟹田丑ヶ沢、字蟹田田ノ沢、字蟹田鰐ヶ淵、字蟹 区 字蟹田中師苗代沢、 次に掲げる区域を除く区域 字蟹田中師宮本、字平舘石崎 域

青森県告示第四百七十四号

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助

六ケ所村立泊診療所 ふよう調剤薬局 一七 上北郡六ケ所村大字泊字川原一五九の 三戸郡南部町大字苫米地字町中二二の

平成三・六・

二九・

四•

売

六

指定年月日

長屋形、

域 外ヶ浜地

3 四の五四三、五四の五四五、五七、五九の二~五九の一六、五九 字三厩緑ヶ丘二三一及び二三二の区域 九の二、八九の五、一二七~一二九、一三六、一五一~一五八、 五九の三七〜五九の四三を除く。)、字三厩算用師八九の一、八 の一八、五九の二〇~五九の二二、五九の二四~五九の三五及び 五四の二五七~五四の二五九、五四の二六二、五四の五四一~五 の二、四八の一、四八の二、四九~五一、五二の二~五二の一 三四~四一、四三、四四、四五の一~四五の四、四六の一、四六 ←一八、一九の一~一九の三、二〇~二二、二五~二九、三一、 厩龍浜(ただし、一の一~一の二一、二~九、一一~一四、一六 の二三~一の三〇、一の五九四、一の五九五、一の五六〇、字三 三、一〇五、一一一の一、一一一の二、字三厩宇鉄山一の七、一 三六、五四の一、五四の二五一、五四の二五三~五四の二五五、 三、五二の一五~五二の一七、五二の一九~五二の三三、五二の 字三厩家ノ上一二六、字三厩宇鉄沢九五~九九、一〇一、一〇

班、ニ小班、 国有林野(ただし、 ホ小班、ヘ小班及び六九二林班ニ小班を除く。)の 字蟹田小国矢堰山国有林六九〇林班ハ小

「次の図面」は、 省略する。)

青森県告示第四百七十六号

昭和四十七年十二月二十八日青森県告示第九百十五号(農業振興地域の指定) の 一

部を次のように改正する。

平成二十九年七月十二日

表の2蟹田地域の項を次のように改める。

青森県知事 三 村 申 吾

]で着色した部分に該当するものの区域		字平舘門の沢、字平舘太郎右エ門沢、字平舘鳥井沢、字
~	2	

面の赤色

する。

青森県知事 三 村 申

吾

青森県告示第四百七十九号

用の手続開始の申立てがあったので、 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定による収用又は使 同法第三十四条の三の規定により次のとおり告

平成二十九年七月十二日

示する。

青森県知事

申

吾

1 起業者の名称

国土交通大臣

収用又は使用の手続の開始

収用又は使用の手続の開始に係る事業の種類

2

一般国道四十五号改築工事(八戸・久慈自動車道・青森県三戸郡階上町大字道

深

青森県告示第四百七十七号

昭和五十三年六月二十日青森県告示第四百九十五号 (農業振興地域の指定) は、 廃

止する。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

青森県告示第四百七十八号

昭和五十九年六月五日青森県告示第四百四十三号(農業振興地域の指定) は、

廃止

平成二十九年七月十二日

三 村 (3) 平成29年7月12日 水曜日

> 県道、町道及び普通河川付替工事 仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町鳥谷第七地割地内まで)並びにこれに伴う

- 3 収用又は使用の手続の開始をする土地
- 収用の手続を開始する土地

大草里窪、 青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠、 字下天摩、字上桑木窪、字八森鹿倉、 字外窪、 字下桑木、字下平窪及び字柄 字野附窪、 字道仏、字堤、 字

貝地内

口 使用の手続を開始する土地

青森県三戸郡階上町大字道仏字外窪、字道仏、字堤、字大草里窪、字上桑木 字下桑木、字下平窪及び字柄貝地内

階上町役場

土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所

青森県告示第四百八十号

地方公共機関を次のように指定した。 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第六号に規定する指定

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申

公益社団法人青森県バス協会

岩手県北自動車株式会社

青森県告示第四百八十一号

地方公共機関として指定した次の法人について、その指定を解除した。 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第六号に規定する指定

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村

申

吾

南部バス株式会社

青森県告示第四百八十二号

百十二号)第二条第二項に規定する指定地方公共機関を次のように指定した。 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申

吾

公益社団法人青森県バス協会

岩手県北自動車株式会社

青森県告示第四百八十三号

百十二号)第二条第二項に規定する指定地方公共機関として指定した次の法人につい 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第

平成二十九年七月十二日

て、その指定を解除した。

青森県知事

三

村

申

吾

南部バス株式会社

吾

青森県告示第四百八十四号

より告示する。 あったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定に 次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更が

平成二十九年七月十二日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

売りさばき人の住所及び名称 青森市本町五丁目五の二一 般社団法人青森県猟友会

変更内容

1 変更前

三戸郡南部町大字下名久井字山道八

2

三戸郡南部町大字下名久井字台所屋敷三四の三

青森県告示第四百八十五号

公示する。 項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定に 同法第百十二条第一

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦三九	下北郡風間浦村大字蛇浦字新釜谷二四の一	下北郡風間浦村大字蛇浦字新釜谷二七の一	発起人の住所及び氏
山 本	木下	木下	名
輝男	重 利	満一	
		蛇浦	加入区の名称

県営土地改良事業計画変更の決定

更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定によ 外の沢地区の県営土地改良事業(通作条件整備事業(一般(山村)))計画を変 次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申

吾

縦覧に供する書類

縦覧の期間

土地改良事業計画書の写し

平成二十九年七月十三日から同年八月十日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭